

環境シンポジウム「環境報告書の現状と課題」 —環境情報の開示を企業に義務づけることの是非をめぐって—

公害・環境特別委員会委員 安井 綾 (56期)

2009年6月6日、公害・環境特別委員会は、弁護士会館クレオにおいて環境シンポジウム「環境報告書の現状と課題」を開催した。

任意に作成するだけでは、限界がある？

現在、法律によって環境報告書の作成が義務づけられているのは、独立行政法人や国立大学などの特定事業者に限られており、民間企業には、一定の規模の企業に作成の努力義務が課せられているに過ぎない。一定規模以上の企業数全体からみれば、環境報告書（又はCSR報告書、サステナビリティ・レポート等）を発行している企業の割合は、実際には多いとはいえないのが現状であり、また、内容も、見栄えの良い内容のみを選び、不都合な事実の記載は避けられる傾向にある。さらに、記載項目や数値の取り方に統一性がないため、企業間の比較可能性が低く、情報の有効利用が困難であり、記載内容の信頼性を担保する制度も存在しない。

本シンポジウムは、こうした問題意識をもとに、現在の環境配慮促進法を改正して、一定規模の企業に対し環境報告書の作成を義務づけるべきではないかとの問題提起を行い、専門家の先生方をお招きして、環境報告書の現状と課題について議論を行った。

環境報告書の現状と将来

シンポジウムでは、当委員会による基調報告（筆者）に続き、上智大学大学院法学研究科の吉川栄一教授、上智大学経済学部の上妻義直教授にご講演いただき、さらに、環境経営学会理事の廣瀬忠一郎氏、鳥取環境大学の木俣信行教授をお招きし、当委員会副委員長の小澤英明委員をコーディネーターとして、当委員会委員で上智大学法学部准教授の越智敏裕委員を交えてパネルディスカッションを行った。



講演、パネルディスカッションでは、当委員会の問題提起を支持する意見とともに反対する意見も出され、例えば、義務づけを行うことで企業は定められた最低限の公表のみを行うことが予想され、かえって現状から後退する可能性があるといった懸念や、日本の環境報告は概ねうまく機能しているとの評価のもと、義務づけを行うことにつき社会のコンセンサスが得られていないという指摘も行われた。さらに、海外における環境報告書の現状の紹介のほか、企業内担当者としてのご経験をふまえた実務的な観点からのご意見もうかがうことができた。

環境報告書に期待される役割

企業が行う事業活動は、日々大量の環境負荷を与えているのであり、社会に対する環境情報の提供は、各企業の責務である。また、環境報告書は、作成企業自身のより充実した環境配慮行動のための動機付けとなるのみならず、環境情報が公開されることによって、環境配慮への積極的な取り組みを行った企業が市場において正当に評価され、市場原理の中でさらに環境配慮行動が進められていくということも期待できる。シンポジウムは、企業の環境情報の共有化の重要性と、そのための手段につき様々な検討を行うべきことを改めて確認し、締めくくられた。